

日 EU・EPA及びTPP11

酒類分野等における合意内容について

EU関税や輸入規制の撤廃、日本GIの保護を通じ、日本産酒類の競争力を高め、新たな市場を確保

【関税撤廃】

(日本からの輸出) 酒類、たばこ、塩:全品目を即時撤廃
(日本への輸入)

<酒類>

- ・ワイン(ボトルワイン、スパークリングワイン等):即時撤廃
- ・清酒、焼酎等:11年目に撤廃

<たばこ>

- ・紙巻たばこ:協定税率として無税(現在、暫定税率で無税)
- ・紙巻たばこ以外:段階的に撤廃

<塩>

- ・精製塩:11年目に撤廃

【地理的表示(GI)】

- GI「日本酒」などの酒類GIの相互保護により、日本産酒類のブランド価値を向上させ、輸出促進

(注) 国レベルのGIとして「日本酒」を指定(平成27年12月)

(参考) 日本の酒類GI

焼酎: 壱岐(長崎県壱岐市)、球磨(熊本県球磨郡及び人吉市)
、薩摩(鹿児島県(奄美市及び大島郡を除く))、琉球(沖縄県)

清酒: 日本酒(日本国)、白山(石川県白山市)、山形(山形県)

ワイン: 山梨(山梨県)

【非関税措置】

- 日本産酒類の非関税措置(「日本ワイン」の輸入規制、単式蒸留焼酎の容器容量規制)を撤廃し、EU市場を新規開拓

① 「日本ワイン」の輸入規制(醸造方法・輸出証明)の撤廃

- ・これまで、EU域外からEU域内への輸出は、EUワイン醸造規則に適合したものしか認められず、適合している旨の公的機関による証明書を義務付け

⇒ 新たに、EUは「日本ワイン」の醸造方法を容認(補糖、補酸、ぶどう品種の承認等)

⇒ 協定発効後は、「日本ワイン」の自由な流通・販売が可能。また、業者の自己証明の導入により、コスト負担が軽減

(参考) 「日本ワイン」とは、国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造した果実酒。国際的な認知の向上等のため、ワインの表示ルールとして新たに「果実酒等の製法品質表示基準」を制定(平成27年10月)

② 単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和

- ・これまで、700mlや1,750ml等の決められた容量以外の容器は流通不可

⇒ 協定発効後は、焼酎の四合瓶や一升瓶での輸出が可能

日EU・EPA 交渉結果(ワイン)

EU関税や日本ワインの輸入規制撤廃、日本GIの保護により、日本ワインの競争力を高め、新たな市場を確保

現 状

EUへのワイン輸出量(平成28年):10KL、15百万円

関税

EU側	・ ボトルワイン:0.154ユーロ/L (約20円) 14度の場合を例示
日本側	・ ボトルワイン:67円~125円/L ・ スパークリングワイン:182円/L

非関税措置

EUは補糖量など独自の基準を定めているため、国際的なルールを踏まえて定義した日本ワインであっても輸出ができない

- EUワイン醸造規則に従って製造されたもののみが流通可能
⇒気候・風土の相違等により、ほとんどの日本ワインはEUワイン醸造規則を満たすことが困難
<主なEUワイン醸造基準>
 - ・ 補糖量(2.5%~5%以下に制限)、補酸量(2.5g/L以下に制限)
 - ・ ブドウ品種(ヴィニフェラ種及びそのハイブリッド種に限定)
※ ヴィニフェラ種とは、シャルドネ、メルロー等

- EUワイン醸造規則に従っている旨の証明書の添付の義務
⇒証明書取得の金銭的、時間的な負担
 - ・ 輸出するロットごとに証明書の添付義務
 - ・ EU登録機関(独立行政法人酒類総合研究所)が業者から醸造に関する書類や分析用ワインを受け取り、証明書を発行
※ 証明書発行手数料:1ロットにつき27,100円

地理的表示(GI:Geographical Indication)

日本が指定したGIはEUでは保護されない
※ ワインでは「山梨」を指定済み

ワイン添加物

日本でワインに使用できる添加物が、EUでは承認されていない

交渉結果

EU側 ワインの関税を即時撤廃

日本側 ワインの関税を即時撤廃

EU仕様で製造しなくとも、多くの国内向け日本ワインをそのまま自己証明を付して輸出できるようになる

- EUは、日本ワイン(国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒)の醸造方法を容認
⇒EUワイン醸造規則によらず、日本ワインであれば輸出可能
※ 「日本ワイン」は、国税庁が「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づく「果実酒等の製法品質表示基準(平成27年10月国税庁告示第18号)」により定義

業者の自己証明を導入

⇒金銭的、時間的な負担を大幅に軽減

※ 日本ワインの名声保護や証明書の偽造防止等の観点から、酒類総研が自己証明が適切に行われていることを確認する予定(実施方法の詳細については今後調整)

酒類GIの相互保護により GI「山梨」のEU域内での保護を確保

⇒模造品等の流通が防止され、ブランド価値向上が期待できる
※ 日本側もEUのGI(「シャンパン」、「ボルドー」等139名称)を保護(日本の業者にとっての激変緩和措置として、5年間GIの先使用を認める)

主要なワイン添加物について、日EUそれぞれが申請手続きを開始

⇒国内ワイン業者にとっても、EUで承認されたワイン添加物が使用できるようになると期待(日本側25品、EU側28品。日本側は国税庁がEU企業に代わり厚労省に承認申請)

(参考)日本ワイン

- 国産ぶどうのみから醸造された「日本ワイン」は、近年、国際的なコンクールで受賞するほど高品質なものが登場していること等を背景に消費が拡大。また、地域振興等を通じて、新たな「日本ワイン」造りへの参入も期待できる成長産業である。
- 国税庁では、日本ワインの国際的な認知の向上や消費者の商品選択が容易になるよう、国際的なルールを踏まえたワインの表示ルールとして「果実酒等の製法品質表示基準」を平成27年10月に制定。あわせて、地理的表示制度の活用を図るため、地理的表示の指定要件の明確化や、消費者に分かりやすい統一的な表示をルール化する「酒類の地理的表示に関する表示基準」を平成27年10月に改正。これらを通じ、日本ワインの健全な発達を促しているところ。

果実酒製造場数の推移

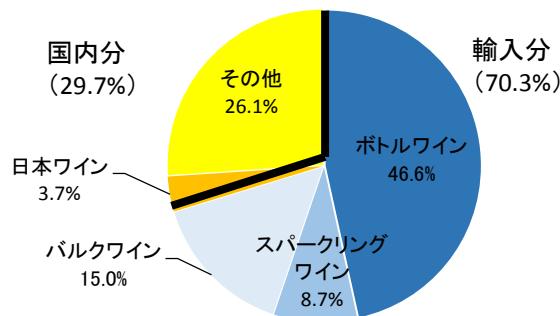


果実酒製造場数

主要な産地における果実酒製造場数

都道府県	果実酒製造免許場数	
	内 平成27年新規免許場数	
山梨	87	2
長野	36	6
北海道	34	7
山形	14	0
新潟	13	1
その他	183	18
合計	367	34

国内市場におけるワインの流通量の構成比



地理的表示「山梨」

- 平成25年7月にワインの地理的表示「山梨」を指定
- 平成27年10月に改正した新制度に基づき、平成29年6月に生産基準を見直し。今後、酒類とその産地との繋がりが今まで以上に明確になるため、地域ブランドとしての付加価値の更なる向上に繋がる
 - ・ 酒類の官能的な特性を明確化
⇒ぶどう本来の香りや味わいといった品種特性がよく現れたバランスの良いワイン
 - ・ ぶどう品種を適切に特定
⇒甲州やマスカット・ベリーAなど42品種を特定

等

(参考)主要国からのボトルワインの輸入状況

	2008年 (日チリEPA発効翌年)		2016年	
	輸入量 (KL)	シェア	輸入量 (KL)	シェア
EU	85, 872	72. 2%	101, 801	59. 1%
フランス	49, 982	42. 0%	45, 711	26. 5%
イタリア	22, 807	19. 2%	32, 093	18. 6%
スペイン	8, 811	7. 4%	19, 403	11. 3%
EU以外	33, 065	27. 8%	70, 594	40. 9%
アメリカ	7, 739	6. 5%	6, 572	3. 8%
オーストラリア	7, 352	6. 2%	6, 922	4. 0%
チリ	13, 293	11. 2%	50, 535	29. 3%

(注1) 日チリEPAにより、チリ産ワインは段階的に関税撤廃。2019年にはゼロ関税。

(注2) 日豪EPAにより、豪州産ワインは段階的に関税撤廃。2021年にはゼロ関税。

日EU・EPA 交渉結果(清酒・焼酎)

EU関税や容器容量規制の撤廃、日本GIの保護を通じ、清酒・焼酎の競争力を高め、新たな市場を確保

現 状

清酒・焼酎の輸出は、米国、東アジア等に比べてEU向けは少ない
※清酒の輸出量(平成28年): 19,737KL、15,581百万円

(内EU向け: 1,605KL、1,085百万円)

※焼酎の輸出量(平成28年): 3,834KL、1,954百万円
(内EU向け: 28KL、26百万円)

関税

EU側
・清酒: 0.077ユーロ/L(約10円)
(焼酎は無税)

日本側
・清酒: 70.4円/L
・焼酎: 16%(従価税)

地理的表示(GI:Geographical Indication)

日本が指定したGIはEUでは保護されない

⇒日本以外の他国で製造された清酒(sake)であっても日本酒と称して販売することができる

※ 清酒では国レベルのGIとして「日本酒」(日本の米を原料とし日本国内で製造された清酒)を指定済み
また、地域レベルのGIとして「山形」、「白山」を指定済み
※ 焼酎では「壱岐」、「球磨」、「薩摩」、「琉球」を指定済み

非関税措置

蒸留酒の容器容量規制

⇒EUへの輸出専用として、BINの調達や瓶詰設備等の追加的な投資負担

- ・ 700mlや1,750ml等の決められた容量以外では流通・販売ができない
- ・ 日本で流通する焼酎は、主に四合瓶(720ml)や一升瓶(1,800ml)

交渉結果

清酒の関税や焼酎の容器容量規制の即時撤廃及びGI「日本酒」等の保護により、EU向け輸出の拡大を期待

EU側
清酒の関税を即時撤廃

日本側
清酒・焼酎の関税を11年目に撤廃(段階的撤廃)

酒類GIの相互保護により清酒、焼酎のEU域内での保護を確保

⇒GI日本酒が保護されることにより、日本酒と他国で製造された清酒がEU域内で差別化されるなど、将来に渡り日本酒のブランド価値保護が実現される

※ 日本側もEUのGI(「シャンパン」、「ボルドー」等139名称)を保護(日本の業者にとっての激変緩和措置として、5年間GIの先使用を認める)

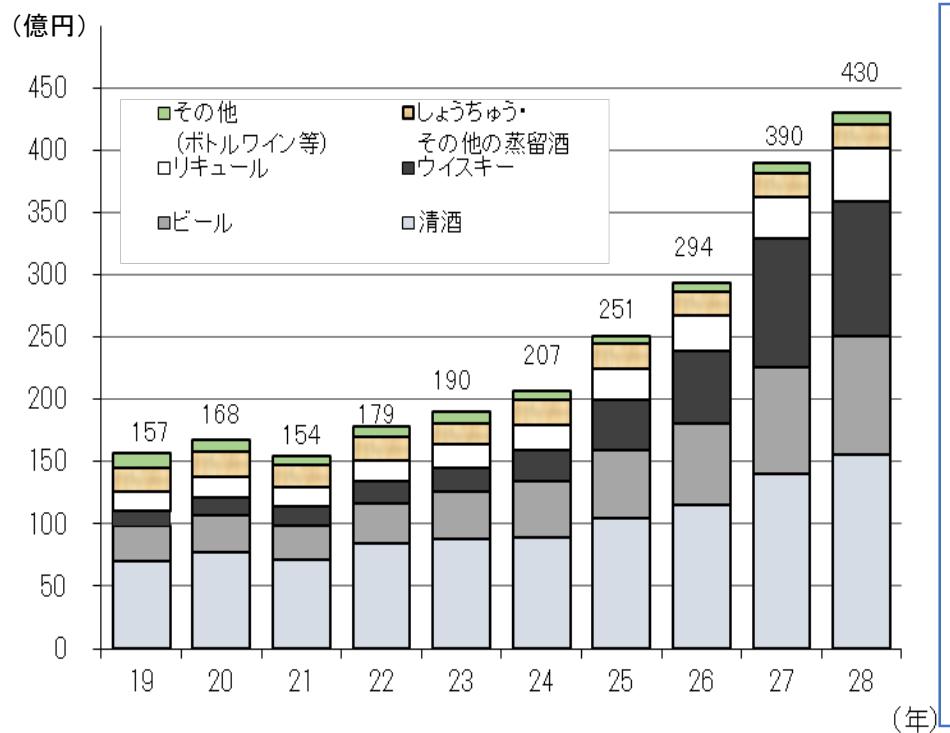
単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和

⇒単式蒸留焼酎について、日本で流通する四合瓶や一升瓶の輸出が可能

日EU・EPA 日本産酒類の輸出支援等について

- 日本産酒類の輸出拡大に向け、EU関税や輸入規制の撤廃、我が国のGI保護を確保。日本産酒類にとって、5億人の巨大なEU市場を新たに開拓するという意義。こうした輸出拡大のチャンスを活かすことが重要。
- 日本産酒類の競争力強化のため、日本産酒類の情報発信や輸出環境整備、技術支援等のための措置を一層講じることが必要。

最近の日本産酒類の輸出動向



これまでの主な輸出支援等
(国税庁と酒類総研)

<日本産酒類の情報発信>

- ・ 伊勢志摩サミットやリオ・オリンピック・パラリンピックなどの機会に合わせ、日本産酒類PRベースを出展し、国税庁職員を派遣するなど、各国要人・プレスが集まる機会を活用し、日本産酒類のPRを実施。

<輸出環境整備>

- ・ ブランド価値向上に有効な表示ルールの活用促進を図るための一般向けセミナー、シンポジウムなどを開催。

<技術支援>

- 品質・技術の向上
 - ・ 全国及び各国税局で酒類鑑評会を開催し、品質評価等を実施
 - ・ 日本ワインの競争力強化に向けた技術開発を実施
- 人材育成、生産システムの改善
 - ・ 酒類総研による醸造講習の実施
 - ・ 杜氏制度に代わる酒造りのモデルを国税庁が提案

TPP11物品市場アクセス交渉(酒、たばこ、塩)の主な結果

①我が国の主な譲許内容

<酒類>

- ・ボトルワイン：8年目に関税撤廃
- ・清酒、焼酎：11年目に関税撤廃

<たばこ>

- ・紙巻たばこ：協定税率として無税(現在は、暫定税率で無税)
- ・葉巻たばこ：11年目に関税撤廃

<塩>

- ・精製塩：11年目に関税撤廃

②酒類の輸出に係る外国の譲許内容

全参加国において、関税撤廃(例えば、カナダ：清酒・焼酎の関税を協定発効時に撤廃)

(参考)TPP12における酒類の輸出に係る米国の譲許内容等

①酒類の輸出に係る米国の譲許内容

清酒の関税を協定発効時に撤廃

②その他(非関税障壁の撤廃等)

- ・米国における蒸留酒の容器容量規制の改正

蒸留酒(焼酎・ウイスキー等)の容量は、750ml等に限定されているが、この規制改正に向けた手続を進めることに合意。改正されれば、4合瓶(720ml)等でそのまま米国に輸出することが可能となる見込み。

- ・米国における日本産酒類の地理的表示の保護

我が国が地理的表示制度で指定している酒類と、米国における特産酒類(バーボン等)を、日米両国が適切に保護するための手続を進めることに合意。